慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	三田哲学会規約; 奥付
Sub Title	
Author	
Publisher	三田哲學會
Publication	2010
year	
Jtitle	哲學 No.124 (2010. 3)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000124-0191

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田哲学会規約

改定 平成19年6月20日 実施 平成19年6月20日

- 第1条 本会は三田哲学会と称し、哲学とその関連諸科学の研究普及ならびに相互理解をは かることを目的とする.
- 第2条 本会は次の者をもって組織する.
 - 1. 本会は慶應義塾大学文学部の7専攻(哲学,倫理学,美学美術史学,社会学,心理 学,教育学,人間科学)の専任教員と学部学生,同大学院文学研究科の2専攻(哲 学・倫理学、美学美術史学)の専仟教員と大学院生、および本会の趣旨に替同する者を もって組織する.
 - 2. 1項に記された専任教員およびその推薦による者を委員とする.
- 第3条 本会は事務所を慶應義塾大学研究室内におく.
- 第4条 本会はその目的を達成するために次の事業を行なう.
 - 1. 会員の研究助成
 - 2. 会員の研究発表
 - ① 機関誌『哲学』の発行
 - ② 研究会・講演会・シンポジウム等の開催
 - 3. その他本会の目的達成に必要な事業
- 第5条 本会はその運営のために次の機関を設ける.
 - 1. 委員の互選により役員として会長1名,会計監査1名,幹事長1名,幹事若干名 (内1名は会計担当)を選出する。その任期は2か年とする。ただし重任を妨げない。
 - 2. 役員は役員会を構成し、会長が随時これを召集することができる.
 - 3. 総会は委員をもって構成し、会長がこれを召集する。年次定例総会のほか必要がある ときには臨時総会を召集することができる.
- 第6条 本会の経理は次の定めによってこれを行なう.
 - 1. 本会の経費は会員から徴収する会費,慶應義塾による学会補助金,寄付金等をもって これに充てる.
 - 2. 本会の経理は会計監査を受け、定例総会において決算報告、予算案を審議しなければ ならない.
- 第7条 会員は機関誌『哲学』に投稿する権利を有し、その配付を受け、研究会等に出席す ることができる. 委員であった者が定年退職した場合もこれに準ずる.
- 第8条 本規約の改定は総会の議決をへて、これを行なうことができる.

哲 学 第 124 集

平成22年3月21日 印刷 平成22年3月23日 発行

> 集 三田哲学会編集委員会

EΠ 刷

東京都新宿区高田馬場 4-4-19

株式会社 国際文献印刷社

電話 (3362) 9741~4

東京都港区三田 2-15-45 慶應義塾大学内

発 行 三 **B** 哲 学 会

> 電話 (3453) 4511(代表) 振替 00190-1-7863 番